「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド（２０２３０３１０保局第２号)」等の一部改正について

令和８年１１月
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
電力安全課

１．改正の概要

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）においては、電気に起因する災害及び障害の防止のため、設置者に対して電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安体制の確保、並びに技術基準への適合・維持を義務づけている。

また、高温、高圧の容器や配管等のリスクの高い事業用電気工作物の溶接部は健全性の確保が不可欠であるため、設置者に対して溶接事業者検査が義務付けられており、この検査の円滑かつ確実な実施のため、参考として「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」（２０２３０３１０保局第２号。以下「検査ガイド」という。）を定めている。

今般、検査ガイドについて、民間規格評価機関（日本電気技術規格委員会）からの改正要請を受け、改正することを検討している。

２．具体的措置内容

別添新旧対照表のとおり。

３．　スケジュール（予定）

令和８年１１月２５日　パブコメ開始
令和９年１月　公布（同日施行）